

高齢者を狙う消費者トラブル⑥…身近な方々で高齢者を見守りましょう

高齢者の消費者トラブルを掲載して6回目になりました。

今までお知らせした悪質商法手口をまとめます。

- SF商法…狭い会場に集められ、ただ同然で日用品などを配り、断れない雰囲気になされて、高額な商品を買ってしまった。
- 電話勧誘販売…電話で健康食品や光回線サービスなど勧誘され、実物や契約内容を話でしか聞いていないため、実際の商品・サービスが思ったものと違っていた。
- 訪問販売(点検販売・次々販売)…「無料で屋根を点検する」と言われ、屋根工事を依頼すると、床下の工事まですることになった。総額は支払えるような金額ではない。
- 訪問購入…「不用品を買い取る」と言われ、不用品を出したら貴金属を出すよう言われた。帰るよう伝えしたが、脅され指輪を渡してしまった。指輪は戻ってこない。
- 投資詐欺…「必ずもうかる」と言って投資を勧められた。お金を渡したら連絡が取れなくなった。
- 二次被害…「過去の被害を取り戻す」と言って、必要なお金を請求された。
- 送りつけ商法…注文していないのに注文したと言って、業者が健康食品を送りつけた。

高齢者に対する悪質な事業行為は、まだまだあります。65歳以上の高齢者のトラブル発生は、高齢者の状態とそれを取り巻く周りと密接に関わっています。高齢者自身だけでは消費者トラブルに気づきにくく、防げない、回避できない場合が多いため、周りで気が付いた時には被害は深刻になっています。高齢者へ注意を呼び掛けるだけでは不十分であり、高齢者本人だけでなく、ご家族や親戚の方、近隣、地域の方など高齢者の身近にいる方々が見守りを意識することで、多くのトラブルを防ぐことができます。不安に思うことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

上記以外でも、契約に納得がいけないときは消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

問合せ: 教育文化振興課 ☎991-1873 / 企画財政課 ☎991-1815

人権それは愛

今月は「松伏町小・中学校人権作文集—第23集—」の作品の中から、小学校2年生の作品を紹介します。

「ぼくが先生」

ぼくには、おじいちゃんが二人います。そのうち一人は、家の近くにすんでいます。おじいちゃんは、花ふだやこままわしがとくいで、とまりにいった時には、よく教えてもらったり、いっしょにあそんだりします。

おじいちゃんは、もうお年よりのため、歩くのがいが手で、あまり長く歩けません。だから、いっしょに歩くれんしゅうをします。ぼくが「おじいちゃん、歩こうよ。」と言うと、おじいちゃんは、「いいよ。」と言って、いっしょに歩きます。ぼくがとまりに行く時は、毎日歩きます。家の近くの広いちゅう車場を、二しゅうします。歩くれんしゅうの時、学校の話やお友だちの話をする。

おじいちゃんは、つかれると近道をする。だからぼくが、「近道はだめだよ。」と教えてあげます。ぼくが、おじいちゃんの先生になります。

たくさんれんしゅうをしたら、だんだん歩けるようになりました。その時ぼくは、とてもうれしくて、おじいちゃんといっしょによろこびました。たくさんれんしゅうをすれば、できるようになるんだなあ、と思いました。おじいちゃんが、もっともっとあるけるように、これからもいっしょにれんしゅうをしたいです。

この人権作文は、児童・生徒のみなさんに、人権や差別について考えていただき、他人の心の痛みがわかる、差別のない・許さない・見のがさない人になってほしいと願って作成されています。